安全統括管理者及び運航管理者の資格者証制度の創設に関するＱ＆Ａ

※ 安全統括管理者試験及び運航管理者試験に関しては、国土交通省 HP もご参照ください。
（URL：https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000058.html）

資格者証制度の創設について
Ｑ１　資格者証制度の対象となる事業区分を教えてほしい。
Ｑ２　安全統括管理者資格者証の交付を受けていれば、運航管理者として選任されることも可能か。（運航管理者資格者証の交付を受けていれば、安全統括管理者として選任されることも可能か。）
Ｑ３　安全統括管理者と運航管理者の兼任は可能か。また、船長と安全統括管理者の兼務は可能か。
Ｑ４　各資格者証の取得に際し、費用は必要か。
Ｑ５　受験手数料 18,200 円は高額ではないか。
Ｑ６　安全統括管理者及び運航管理者の業務を他事業者へ委託したり、船主等の他社から両管理者を選任したりすることは可能か。
Ｑ７　安全統括管理者を複数名選任してもよいのか。
Ｑ８　安全統括管理者の選任は１名のみだが、資格者証の取得人数に制限はあるのか。
Ｑ９　経営トップ以外の者から安全統括管理者を選任することは可能か。
Q10　運航管理者資格者証の交付を受けた者が事業者内に複数いる場合でも、そのうちの代表者１名を運航管理者として選任し届け出ることでよいのか。
Q11　運航管理者資格者証の交付を受けているアルバイトを雇って、運航管理者として選任することはできるか。
Q12　地方公共団体においては、人事異動のローテーションの都合上、管理者資格者証の交付を受けた者を配置するのが困難なことが想定されるが、特例はあるのか。
Q13　資格者証の更新講習は年間でどの程度開催されるのか。
Q14　２年ごとの更新講習を受講せず資格者証の更新を行わなかった場合、資格者証は失効されるのか。この場合、試験に再度合格する必要があるのか。
Q15　安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならないが、この「常時連絡できる体制」とはどのような状態を指すか。休暇、傷病等で営業所には不在で、携帯電話等での連絡はとれるという場合、運航はできるか。
運航管理者代行について
Ｑ１　運航管理者の職務を代行する者も、資格者証の交付を受ける必要があるのか。例えば、運航管理者の休暇日や急病時に代行する場合が考えられるが、資格者証が必要か。
Ｑ２　今後、無資格者による運航管理者の代行が禁止されるとのことだが、運航管理者が事務所等に常駐しなければならないということか。また、運航管理者が休暇や急病のときには、運航管理者と連絡が取れることを前提として、運航管理補助者が代行することは可能か。
Ｑ３　運航管理者の職務を他の者に代行させる際に必要な基準はあるのか。
Ｑ４　運航管理者は、複数人選任しなければならないのか。
Ｑ５　同一の事業者で航路が複数ある場合は、各航路ごとに運航管理者の選任が必

要か。事業者ごとに最低１名選任していればよいか。
Q６　運航管理者は営業所に常駐している必要があるのか。
運航管理者と船長の兼務禁止について
Q１　船長となる者であっても、当該船長が船舶に乗り組んでいないときに運航管理者としての職務を担うことは可能か。
Q２　運航管理者と船長の兼務が認められる条件を教えてほしい。
Q３　平水区域で総トン数 20 トン未満、旅客 12 人の人の運送をする貨物定期航路事業の場合、運航管理者は船長と兼務ができるか。
Q４　許可事業者については、運航管理者と船長の兼務は認められないのか。
Q５　同時に運航している船舶が１隻であって、当該船舶の総トン数が 20 トン未満（小型船舶）かつ旅客定員が 13 人未満である届出事業者が運航管理者と船長を兼務する場合、陸上要員は、追加講習を受けるほかに必要な資格等はあるのか。
Q６　現在１人で事業を運営しているため、運航管理者と船長を兼務しなければ運営できなくなるが、運営を続けるにはどうすればよいか。
Q７　運航管理者としての業務中は、船舶に乗船することはできないのか。
Q８　運航管理補助者が陸上で待機していれば、運航管理者が船長を兼務してもよいか。
Q９　２名の運航管理者がそれぞれ船長も兼務し、片方が運航管理者として陸で業務を行い、もう一方が船長として船上で業務を行うことは可能か。
試験について
Q１　受験資格はあるか。
Q２　総合又は大型船舶の管理者試験は、総トン数 20 トン以上の船舶での実務経験がないと受験できないのか。
Q３　試験の内容を知りたい。
Q４　試験回数について知りたい。
Q５　試験日についてのお知らせはあるのか。また、試験は全国各地で行われるのか。
Q６　現在安全統括管理者や運航管理者として選任されている者は、試験を受ける必要はあるのか。
Q７　試験合格の有効期間はあるのか。
Q８　試験結果が不合格であった場合、再受験は可能か。
Q９　安全統括管理者試験と運航管理者試験の両試験を受験する場合、同日に受験することは可能か。
Q10　試験の難易度はどの程度か。
Q11　試験の形式はどのようなものか。
Q12　合格証明書を紛失してしまった。再発行はできるか。（New!）
資格者証交付の実務経験の要件について
Q１　具体的な実務経験の要件は何か。
Q２　安全統括管理者資格者証の交付要件となる「安全関係業務経験」とは、船の運航や港湾業務以外での安全関係業務経験も含まれるのか。
Q３　貨物船に係る経験では、実務経験として認められないか。
Q４　地方公共団体が人の運送をする船舶運航事業を営む場合、安全統括管理者と

して、部長級の管理職を選任することは引き続き可能か。
Q５　運航管理者資格者証の交付要件となる実務経験について、船長や甲板部職員の経験年数は、事業法にかかる船長等の実務経験を指すのか、それとも事業法とは関係なく単純に職務としての実務経験を指すのか。また、遊漁船、プレジャーボートなどの船長又は甲板部職員等としての実務の経験も、資格要件として認められるのか。
Q６　総合運航管理者試験に合格していれば、大型船舶の実務経験を積むまでの間に、小型船舶の資格者証を取得することは可能か。また、総合運航管理者試験に合格し、まず小型の資格者証を取得した上で、大型の実務経験を積み、改めて総合の資格者証を取得することは可能か。
Q７　運航管理者資格者証の交付を受けるための実務経験を充足していることについては、事業者による証明でよいのか。
Q８　安全統括管理者及び運航管理者の実務経験について、講習で替えることは認められないのか。
Q９　制度改正後の運航管理者の要件では、現行の海上運送法施行規則（昭和 24 年運輸省令第 49 号）第 22 条の２の３第１号ハ「船舶（旅客船を使用する場合にあつては、総トン数百トン未満のものに限る。）一隻のみを使用して内航不定期航路事業を営む者が選任する運航管理者にあつては、当該船舶に船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者であること。」は削られるのか。
Q10　現在の安全統括管理者や運航管理者等としての経験も、実務経験として認められるか。
Q11　人事異動の都合上、管理職に海事関係の経験のない者が着任した場合は、実務経験を満たす管理的地位でない者を安全統括管理者として選任するべきか。

資格者証制度の創設について

Q１　資格者証制度の対象となる事業区分を教えてほしい。

現行でも海上運送法に基づき安全統括管理者・運航管理者を選任する義務がかかっている事業者は、令和８年度以降、資格者証を取得した方から安全統括管理者・運航管理者を選任していただく必要があります。なお、既存事業者はさらに１年間の経過措置があります。

すなわち、海上運送法に基づき人の運送をする船舶運航事業（※）を営む者についてはすべて適用対象となります。

※資格者証制度対象事業区分

・一般旅客定期航路事業
・特定旅客定期航路事業
・対外旅客定期航路事業
・貨客定期航路事業（人の運送をする貨物定期航路事業）
・旅客定期航路事業
・一般不定期航路事業（人の運送をする不定期航路事業）

Q２　安全統括管理者資格者証の交付を受けていれば、運航管理者として選任されることも可能か。（運航管理者資格者証の交付を受けていれば、安全統括管理者として選任されることも可能か。）

両資格者証は別の資格であるため、安全統括管理者資格者証で運航管理者資格者証を兼ねることはできません（運航管理者資格者証で安全統括管理者資格者証を兼ねることもできません）。安全統括管理者、運航管理者については、それぞれ安全統括管理者資格者証、運航管理者資格者証の交付を受けている方から選任していただく必要があります。

Q３　安全統括管理者と運航管理者の兼任は可能か。また、船長と安全統括管理者の兼務は可能か。

安全統括管理者と運航管理者を兼任することは、問題ありません。また、船長と安全統括管理者の兼務も禁止されておりません。

なお、運航管理者と船長の兼務は、令和８年度以降、運航管理者の職務内容に鑑み、小規模な運航形態である場合等を除き、禁止されます。詳細は、本資料の「運航管理者と船長の兼務禁止について」の項目をご確認ください。

Q４　各資格者証の取得に際し、費用は必要か。

資格者証の交付申請や、試験の受験等に当たり、手数料が必要となります。具体的な額については、海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令（令和６年国土交通省令第 43 号）において、以下のとおり定められています。

資格者証交付手数料	1,700 円
資格者証再交付手数料	680 円
試験の受験手数料	18,200 円
資格者証更新手数料	1,350 円
講習の受講手数料	8,700 円（国が実施する場合）

Q５　受験手数料 18,200 円は高額ではないか。

受験者数の規模や全国の試験会場で受験できるようにするなどの利便性を考慮

した試験運営に必要な費用を考慮した結果から算定しております。

Q６　安全統括管理者及び運航管理者の業務を他事業者へ委託したり、船主等の他社から両管理者を選任したりすることは可能か。

安全統括管理者につきましては、法律上、「事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者」であることが求められますので、他事業者に委託するなど、他社に任せることは、原則認められません。

運航管理者につきましては、自社外から委託することを認めることといたします。詳細については令和７年４月１日に発出した通達（安全統括管理者及び運航管理者の選任等の運用方法について）をご確認ください。

Q７　安全統括管理者を複数名選任してもよいのか。

安全統括管理者は、旅客の輸送の安全を確保するための種々の取組を組織として実施するため責任と権限を有する責任者として選任されるものであるため、１人のみ選任することとなっています。

Q８　安全統括管理者の選任は１名のみだが、資格者証の取得人数に制限はあるのか。

安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証について、いずれも取得人数に制限はございません。異動等に備え、複数名の資格取得についてもご検討いただきたいと考えております。

Q９　経営トップ以外の者から安全統括管理者を選任することは可能か。

安全統括管理者は経営トップである必要はありませんが、現行の制度においても、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者のうちから安全統括管理者を選任することが求められているところであり、新たに創設された資格者証制度においても同様、安全統括管理者資格者証の交付要件として、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあることが必要となります。なお、地方公共団体の場合は、人事異動により実務経験を積むことが難しいことに鑑み、事業運営上の重要な決定に参画し、発言できる者であれば、役職によらず選任することが可能です。

Q10　運航管理者資格者証の交付を受けた者が事業者内に複数いる場合でも、そのうちの代表者一名を運航管理者として選任し届け出ることでよいのか。

資格者証の交付を受けた複数の者が交代で運航管理者としての職務を担うこととなるのであれば、事業者は、いずれの者についても運航管理者として選任し、その旨を届け出る必要があります。

Q11　運航管理者資格者証の交付を受けているアルバイトを雇って、運航管理者として選任することはできるか。

雇用契約があり、社として管理している運航管理者資格者証保持者であって、当該運航管理者資格者証保持者が運航管理者として業務を行うことが、安全管理規程上想定されているのであれば、雇用形態にかかわらず、運航管理者として選任することができます。

Q12　地方公共団体においては、人事異動のローテーションの都合上、管理者資格者証の交付を受けた者を配置するのが困難なことが想定されるが、特例はあるのか。

地方公共団体に対して特例を設けることはしませんが、運用の実態に鑑み、安全統括管理者の選任については、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあ

る者であれば必ずしも役職は問わないことといたします。

Q13　資格者証の更新講習は年間でどの程度開催されるのか。

更新講習については、自宅や職場で受講できる形で通年開催すべく、現在検討を進めておりますが、検討結果は改めてお知らせいたします。

Q14　２年ごとの更新講習を受講せず資格者証の更新を行わなかった場合、資格者証は失効されるのか。この場合、試験に再度合格する必要があるのか。

２年ごとの更新講習を受講せず資格者証の更新を行わなかった場合には、資格者証は失効します。また、この場合は再度試験に合格したうえで、資格者証の交付申請を行う必要があります。

Q15　安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならないが、この「常時連絡できる体制」とはどのような状態を指すか。休暇、傷病等で営業所には不在で、携帯電話等での連絡はとれるという場合、運航はできるか。

「常時連絡できる体制」については、営業所等への勤務を求めるものではなく携帯電話等で連絡がとれる体制のことを指します。よって、携帯電話等で安全統括管理者と常時連絡がとれるのであれば運航は可能です。

運航管理者代行について

Q１　運航管理者の職務を代行する者も、資格者証の交付を受ける必要があるのか。例えば、運航管理者の休暇日や急病時に代行する場合が考えられるが、資格者証が必要か。

運航管理者の指揮命令下で運航管理者の業務の一部を行う場合は資格者証は不要ですが、指揮命令下を外れて運航管理者の業務を代行する場合は、資格者証の交付を受け、地方運輸局に選任届出書を提出し、運航管理者として選任される必要があります。

Q２　今後、無資格者による運航管理者の代行が禁止されるとのことだが、運航管理者が事務所等に常駐しなければならないということか。また、運航管理者が休暇や急病のときには、運航管理者と連絡が取れることを前提として、運航管理補助者が代行することは可能か。

船舶の運航中に、原則陸上で業務を行う運航管理者と船上で業務を行う船長との間で常時必要な連絡・協議が行えるとともに、運航管理者が、運航の安全確保のために必要な指示などの対応を行える体制を確保することが必要です。常駐しなければならないかどうかは、このような体制が確保されているかどうかなどに鑑みて判断されることになります。

運航管理者が休暇を取得する場合や急病の場合も同様ですが、休暇や急病の場合には、一般に、このような体制を構築しているとは認められないと考えられますので、代行する方も資格者証を取得している必要があります。

Q３　運航管理者の職務を他の者に代行させる際に必要な基準はあるのか。

具体的な基準があるわけではありませんが、運航管理者の指揮命令下を外れて運航管理者の業務を代行する場合は、代行する方についても資格者証の交付を受ける必要があります。

Q４　運航管理者は、複数人選任しなければならないのか。

旅客運送船舶運航事業者は、運航管理者を原則２人以上選任する必要がありますが、運航管理者が休暇等で不在の場合は船舶を運航しないなど、１人で運航の管理

が可能な場合は運航管理者が１人であっても認めることといたします。

Q５　同一の事業者で航路が複数ある場合は、各航路ごとに運航管理者の選任が必要か。事業者ごとに最低１名選任していればよいか。

航路ごとではなく、運航管理者は船舶ごとに選任していただきますが、同一の運航管理者を選任いただくことは可能です。この際、Q４のとおり必要な人数の運航管理者を選任していただく必要があります。

Q６　運航管理者は営業所に常駐している必要があるのか。

運航管理者は必ずしも営業所に常駐している必要はございませんが、常時連絡が取れる体制を構築していただく必要があります。

運航管理者と船長の兼務禁止について

Q１　船長となる者であっても、当該船長が船舶の乗り組んでいないときに運航管理者としての職務を担うことは可能か。

船長となる者であっても、当該船長が船舶に乗り組んでいないときに運航管理者としての職務を担うために、当該船長を運航管理者として選任することは可能です。

Q２　運航管理者と船長の兼務が認められる条件を教えてほしい。

今回の改正により、原則として運航管理者と船長の兼務は禁止となりますが、特例として、

①災害、傷病その他やむを得ない事由により、職務を行うことが困難である場合かつ船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路である場合

②同時に運航している船舶が１隻であって、当該船舶の総トン数が 20 トン未満（小型船舶）かつ旅客定員が 13 人未満である登録事業者である場合

いずれの場合においても運航管理者（船長）と常時連絡を取ることができる陸上要員を配置し、運航管理者（船長）と陸上要員が、追加の講習を受講する必要があります。

Q３　平水区域で総トン数 20 トン未満、旅客 13 人未満の人の運送をする貨物定期航路事業の場合、運航管理者は船長と兼務ができるか。

その船舶が航行中に運航管理者（船長）と常時連絡を取ることができる陸上要員を配置し、運航管理者（船長）と陸上要員が追加の講習を受講している場合又は災害、傷病その他やむを得ない事由により、職務を行うことが困難である場合かつ船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路である場合には兼務することが可能です。

Q４　許可事業者については、運航管理者と船長の兼務は認められないのか。

船長と運航管理者の兼務について、許可事業者は Q２中①の条件に該当する場合に限り認めることといたします。

①災害、傷病その他やむを得ない事由により、職務を行うことが困難である場合かつ船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路である場合

Q５　同時に運航している船舶が１隻であって、当該船舶の総トン数が 20 トン未満（小型船舶）かつ旅客定員が 13 人未満である届出事業者が運航管理者と船長を

兼務する場合、陸上要員は、追加講習を受けるほかに必要な資格等はあるのか。

運航管理者が船長を兼務する場合、陸上要員については、追加講習を受けること以外に特段の必要な資格等はございません。

Q６　現在１人で事業を運営しているため、運航管理者と船長を兼務しなければ運営できなくなるが、どうすれば運営を続けられるか。

現行制度においても、船舶を運航している際は陸上に従業員（運航管理補助者）を置かれていると思いますので、その方に運航管理者資格者証を取得していただきたいと考えております。

Q７　運航管理者としての業務中は、船舶に乗船することはできないのか。

本制度改正において原則禁止しているのは、運航管理者が船舶に乗り組み、船長や船員として業務を行うことであるため、運航管理者としての業務を遂行できる場合は、運航管理者が船長等としての業務を行わず単に乗船することは可能です。

Q８　運航管理補助者が陸上で待機していれば、運航管理者が船長を兼務してもよいか。

原則として、運航管理者と船長の兼務は禁止されます（Q２記載の特例として認められる場合を除く）。一方、当該運航管理補助者が資格者証を有しており、運航管理者として選任されている場合は別の運航管理者が船長を兼務することは可能です。

Q９　２名の運航管理者がそれぞれ船長も兼務し、片方が運航管理者として陸で業務を行い、もう一方が船長として船上で業務を行うことは可能か。

可能です。一方の運航管理者が陸にいて運航管理者としての業務を行うのであれば、もう一方の有資格者が船長として船舶に乗り組み業務を行うことができます。

試験について

Q１　受験資格はあるか。

試験自体に受験資格はないため、どなたでも受験していただけます。一方で、安全統括管理者資格者証又は運航管理者資格者証の交付を受けるには、試験に合格し、実務経験要件を満たす必要がありますが、以下に該当する場合は交付は行われません。

① 18 歳に満たない者
② 安全統括管理者資格者証の返納を命ぜられた日から５年を経過しない者
③ 海上運送法若しくは海上運送法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者

Q２ 総合又は大型船舶の管理者試験は、総トン数 20 トン以上の船舶での実務経験がないと受験できないのか。

試験自体に受験資格はないため、どなたでも受験していただけます。ただし、総合又は大型船舶の管理者資格者証の交付を受ける際には、大型船舶での実務経験が必要となり、小型船舶の管理者資格者証の交付を受ける際には、大型・小型は問いませんが、実務経験が必要となります。

Q３　試験の内容について知りたい。

国土交通省 HP にて試験問題例及び試験対策の参考となる資料等を公表いたしました。https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000058.html

Q４　試験回数について知りたい。
基本的に年間を通じての受験が可能であり、受験回数に制限はございません。
Q５　試験日についてのお知らせはあるのか。また、試験は全国各地で行われるのか。
試験は令和７年４月１日から申し込みを開始し、令和７年５月１日以降の都合の良い日及び試験会場を選択いただけます。試験会場については皆様が十分な受験機会を得られるよう、全国約 140 箇所の会場を設置しております。なお、離島の一部会場（佐渡島、中通島、宮古島、石垣島、父島（小笠原））は、2025 年度のみ開催予定です（10 月以降）。詳細については改めて公表します。
Q６　現在安全統括管理者や運航管理者として選任されている者は、試験を受ける必要はあるのか。
現在安全統括管理者や運航管理者として選任されている方であっても、資格者証の交付を受けるためには、試験に合格していただく必要があります。また、資格者証の交付を受けた後、令和８年度中に、改めて資格者証番号を記載した選任届出書を地方運輸局等にご提出いただく必要があります。 なお、令和８年度の施行から１年間は経過措置を設けており、その間は従前の要件による管理者の選任も認める予定です。
Q７　試験合格の有効期間はあるのか。
情報管理等の問題から、試験に合格してから 10 年を経過した場合は、資格者証の取得の意思がないとみなし、資格者証の交付を行わないものとしています。
Q８　試験結果が不合格であった場合、再受験は可能か。
受験回数に制限は設けず、再受験は何度でも可能です。
Q９　安全統括管理者試験と運航管理者試験の両試験を受験する場合、同日に受験することは可能か。
試験は 60～90 分間で実施し、年間を通じて開催します。受験を予約する際に予定を合わせることができれば、同日での受験も可能と考えております。
Q10　試験の難易度はどの程度か。
現在、船舶を安全に運航していれば合格できるレベルを想定しています。また、国土交通省 HP にて試験問題例を公表しています。 URL：https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000058.html
Q11　試験の形式はどのようなものか。
試験は、CBT（Computer Based Testing）方式であり、試験会場に用意されたパソコンを使用して受験していただきます。事前に体験版（https://www.prometric-jp.com/trial/tutorial/sp/cbt_tutorial.html）にて試験画面と操作をご確認いただくことができます。試験当日、不明な点があれば、試験会場の試験監督員にお尋ねください。
Q12　合格証明書を紛失してしまった。再発行はできるか。(New!)
安全統括管理者資格者証、運航管理者資格者証の交付申請は郵送される紙の合格証明書のみではなく、別途ダウンロードいただけるスコアレポートでも可能です。紙の合格証明書が必要な場合は、指定試験機関 HP（https://kaiyokyoiku.jp/safety-generalmanager-exam）より再発行申請をお願いします。

資格者証交付の実務経験の要件について

Ｑ１　具体的な実務経験の要件は何か。

安全統括管理者及び運航管理者の実務経験の要件については、それぞれ以下のとおりとなります。なお、総合安全統括管理者資格者証、大型船舶安全統括管理者資格者証、総合運航管理者資格者証及び大型船舶運航管理者資格者証については、大型船舶の経験である必要があります。また、以下の経験をそれぞれ合算することも可能です。詳細については令和７年４月１日に発出した通達（安全統括管理者及び運航管理者の選任等の運用方法について）をご確認ください。

＜安全統括管理者＞

令和８年度以降（既存事業者は１年間の経過措置あり）		
船舶運航事業又は内航海運業	運航管理者又は運航管理補助者としての業務その他の船舶の運航管理に関する業務	１年以上
	船長又は乗組員としての業務	
	ＩＳＭコードの管理責任者又は安全管理組織の要員としての業務	
	（令和８年度より前の）安全統括管理者としての業務	
船舶運航事業及び内航海運業以外（遊漁船業等）	船長としての業務（自家用船は不可。）（小型船舶安全統括管理者資格者証に限る。）	３年以上
	「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」（令和５年６月国土交通省大臣官房運輸安全監理官）５（４）１）に規定する「安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持し、改善する」に相当する業務	１年以上

＜運航管理者＞

令和８年度以降（既存事業者は１年間の経過措置あり）		
船舶運航事業又は内航海運業	船長としての業務	１年以上 （貨物船は２年）
	甲板部の職員としての業務	１年以上 （貨物船は２年）
	機関部又は無線部の職員としての業務	２年以上 （貨物船は３年）
	運航管理者又は運航管理補助者としての業務その他の船舶の運航管理に関する業務 (令和８年度より前の経験を含む。)	１年以上
船舶運航事業及び内航海運業以外（遊漁船業等）	船長としての業務（自家用船は不可。）（小型船舶運航管理者資格者証に限る。）	３年以上

Ｑ２　安全統括管理者資格者証の交付要件となる「安全関係業務経験」とは、船の

運航や港湾業務以外での安全関係業務経験も含まれるのか。
Ｑ１のとおり、船舶の運航等に関する業務でなくとも、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」（令和５年６月国土交通省大臣官房運輸安全監理官）５（４）１）に規定する「安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持し、改善する」に相当する業務」（船舶の運航に係る業務に限らない。）に１年以上従事した場合は、実務経験要件を満たすことといたしました。
Ｑ３　貨物船に係る経験では、実務経験として認められないか。
Ｑ１のとおり、安全統括管理者については人の運送をする場合と貨物のみ運送する場合とで区別しないこととし、運航管理者については人の運送をする場合における経験年数の倍程度の期間の経験を有していれば、選任可能といたします。
Ｑ４　地方公共団体が人の運送をする船舶運航事業を営む場合、安全統括管理者として、部長級の管理職を選任することは引き続き可能か。
「事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者」として、重要な決定をする会議等で意見することができる者であって、適切な安全統括管理者資格者証の交付を受けている者であれば、引き続き管理職を選任することが可能です。
Ｑ５　運航管理者資格者証の交付要件となる実務経験について、船長や甲板部職員の経験年数は、事業法にかかる船長等の実務経験を指すのか、それとも事業法とは関係なく単純に職務としての実務経験を指すのか。また、遊漁船、プレジャーボートなどの船長又は甲板部職員等としての実務の経験も、資格要件として認められるのか。
船長や甲板部職員の経験は、海上運送法又は内航海運業法に基づく事業や遊漁船、漁船、官公庁船（漁業取締船を含む）において従事した経験が認められますが、自家用のプレジャーボート等による経験は認められません。
Ｑ６　総合運航管理者試験に合格していれば、大型船舶の実務経験を積むまでの間に、小型船舶の資格者証を取得することは可能か。また、総合運航管理者試験に合格し、まず小型の資格者証を取得した上で、大型の実務経験を充足し、改めて総合の資格者証を取得することは可能か。
総合運航管理者試験の合格をもって大型船舶又は小型船舶運航管理者資格者証を取得することは、法律の規定上できません。 また、一度の合格で複数回資格者証の交付を受けることはできないため、小型船舶の運航管理者資格者証を取得した後で、実務経験を積み、さらに総合の資格者証を取得するようなことも認められません。
Ｑ７　運航管理者資格者証の交付を受けるための実務経験を充足していることについては、事業者による証明でよいのか。
一般には船員手帳等の公的な書類によりますが、そのような書類がない場合は、個別にご相談ください。
Ｑ８　安全統括管理者及び運航管理者の実務経験について、講習で替えることは認められないのか。
講習による代替は認められません。
Ｑ９　制度改正後の運航管理者の要件では、現行の海上運送法施行規則（昭和 24 年運輸省令第 49 号）第 22 条の２の３第１号ハ「船舶（旅客船を使用する場合にあつては、総トン数百トン未満のものに限る。）一隻のみを使用して内航不定期航路事業を営む者が選任する運航管理者にあつては、当該船舶に船舶職員及び小型

船舶操縦者法の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者であること。」は削られるのか。
制度改正により、当該規定は削り、実務経験として認めないことといたします。
Q10　現在の安全統括管理者や運航管理者等としての経験も、実務経験として認められるか。
現行制度下における安全統括管理者及び運航管理者としての経験も、制度改正後の実務経験として認めることといたします。
Q11　人事異動の都合上、管理職に海事関係や他モードにおける安全管理の経験のない者が着任した場合は、実務経験を満たす管理的地位でない者を安全統括管理者として選任するべきか。
海上運送法により、安全統括管理者は「事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者」であって、資格者証の交付を受けている者から選任していただく必要があります。試験の合格証明書の有効期間は 10 年間ですので、管理的地位になりうる者に事前に試験を受験していただく等、計画的な人事異動についてご検討をお願いいたします。